



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

本 店 所 在 地	大阪市中央区南本町 1 丁目 3 番 1 7 号
会 社 名	株 式 会 社 イ ッ コ ー
代表者の役職名	代表取締役社長 岡 本 隆 男
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	大阪証券取引所 市 場 第 2 部)
決 算 期	3 月
問い合わせ先	常 務 取 締 役 高 柳 芳 信
電 話 番 号	0 6 - 6 2 6 4 - 0 0 1 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) ブランド力強化及び今後の事業展開の一環として、平成 21 年 7 月 1 日から新商号「J トラスト株式会社」に変更すべく、現行定款第 1 条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。
- (2) 株式の最低投資単位を引下げ、投資家の利便性を高め投資しやすい環境を整えることにより、個人投資家をはじめとする投資家層の拡大及び当社株式の流動性の向上を図るべく、現行定款第 7 条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第 8 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更を決議したものとみなされております。
- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮すべく、現行定款第 21 条に所要の変更を行うものであります。
- (5) コーポレートガバナンスの一層の強化を目途とし、監査役機能の強化を図るべく現行定款第 27 条に定める監査役の員数を現在の 5 名以内から 6 名以内に変更するものであります。
- (6) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社イッコー</u>と称し、英文では、<u>I K K O C O R P O R A T I O N</u>と表示する。 第 2 条～第 6 条 (条文省略) (単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、<u>1, 0 0 0</u>株とする。 (株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 (株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	(商 号) 第 1 条 当社は、<u>J トラスト株式</u>会社と称し、英文では、<u>J Trust Co., Ltd.</u>と表示する。 第 2 条～第 6 条 (現行どおり) (単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、<u>1 0 0</u>株とする。 (削 除) (単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 (削 除)

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の発行する株券の
種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条～第 20 条 (条文省略)

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2
年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時
までとする。
2 補欠又は増員により選任
された取締役の任期は、現任
取締役の残任期間とする。

第 22 条～第 26 条 (条文省略)

(員 数)

第 27 条 当会社に監査役 5 名以内
を置く。
第 28 条～第 37 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(期末配当金)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議
によって毎年 3 月 31 日の
最終の株主名簿に記載又は
記録された株主又は登録株

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権
原簿への記載又は記録、単元
未満株式の買取り、その他株
式又は新株予約権に関する
取扱い及び手数料、株主の権
利行使に際しての手続き等
については、法令又は定款に
定めるもののほか、取締役会
において定める株式取扱規
程による。

第 11 条～第 19 条 (現行どおり)

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1
年以内に終了する事業年度
のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時
までとする。
2 補欠又は増員により選任
された取締役の任期は、現任
取締役の残任期間とする。

第 21 条～第 25 条 (現行どおり)

(員 数)

第 26 条 当会社に監査役 6 名以内
を置く。
第 27 条～第 36 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、会社法第 45
9 条第 1 項各号に掲げる事
項については、法令に別段
の定めがある場合を除き、
株主総の決議によらず取締
役会の決議によって定め
る。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準
日は、毎年 3 月 31 日とす
る。
2 当会社の中間配当の基準
日は、毎年 9 月 30 日とす
る。
3 前 2 項のほか、基準日を
定めて剰余金の配当をする
ことができる。

(削 除)

<u>式質権者に対し金銭による 剰余金の配当（以下「期末配 当金」という。）を支払う。</u> <u>（中間配当金）</u> <u>第 39 条</u> 当社は、取締役会の決議 によって毎年 9 月 3 0 日の 最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株 式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余 金の配当（以下「中間配当金」 という。）をすることができる。<u></u> <u>第 40 条</u> （条文省略） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設）	（削 除） 第 39 条 （現行どおり） 附 則 1. <u>第 1 条（商号）及び第 7 条（単元 株式数）の変更は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。</u> 2. <u>附則 1 乃至 2 は、同日の経過後、 自動的に削除されるものとする。</u> 3. <u>当社の株券喪失登録簿の作成及 び備置きその他の株券喪失登録簿 に関する事務は、これを株主名簿 管理人に委託し、当社において は取扱わない。</u> 4. <u>附則 3 乃至 4 は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>
--	---

3. 日程

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日 |
| (第 1 条 商号変更、第 7 条 単元株式数変更を除く) | |
| (3) 商号の変更及び単元株式数の変更 | 平成 21 年 7 月 1 日 |

以上